

諮問庁：秋田県教育委員会

諮問日：令和５年　２月２１日（諮問第１３５号）

答申日：令和５年１１月２２日（答申第　９７号）

事件名：「あきた県庁出前講座」に係る申込書等の部分公開決定処分に対する審査請求に関する件

答　　申

第１　審査会の結論

秋田県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、「「あきた県庁出前講座」申込書（以下「申込書」という。）、復命書、秋田県平和大使協議会主催５月講演会式次第（以下「式次第」という。）、「あきた県庁出前講座」実施報告書（以下「実施報告書」という。）、家庭を笑顔にする１０のヒントあきたのそこちからパンフレット、「大人が支える！インターネットセーフティの推進」事業パンフレット」（以上の行政文書を総じて以下「本件対象文書」という。）について非公開とした部分のうち、式次第及び実施報告書に記録されている当該団体及び関連団体の役員と考えられる者の役職に関する情報については公開すべきである。

実施機関がその他の部分について非公開としたことは妥当である。

第２　審査請求に至る経緯

１　公開請求の内容

審査請求人は、令和４年１１月９日、秋田県情報公開条例（昭和６２年秋田県条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、実施機関に対し本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

２　実施機関の決定

実施機関は、令和４年１１月２４日、本件公開請求に対し、条例第１０条第１項の規定に基づき、行政文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

３　審査請求

審査請求人は、令和４年１２月２日、行政不服審査法（平成２６年法律第

68号)第2条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「本件処分（このうち非公開部分）を取り消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 秋田県生涯学習センターから本件処分を受けた。当該行政文書のうち次第に非公開部分がある。
- (2) 秋田県生涯学習センターはその理由を「条例第6条第1項に該当」としている。
- (3) しかし、非公開部分には、条例で公開しなければいけないとされている情報（条例第2章第6条第1項第1号ただし書き（二）「公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」）が含まれており、これに反している。当該公務員等がその職名を名乗り、公職の立場で行っている活動は公開されるべきである。
- (4) また、本件処分の当該行政文書のうち「復命書」に非公開部分がある。
- (5) 秋田県生涯学習センターはその理由を「条例第6条第1項に該当」としている。
- (6) しかし、条例第2章第6条第1項第1号ただし書き（三）「実施機関の行う事務又は事業で予算の執行を伴うものに係る情報のうち、個人の職（これに類するものを含む。）及び氏名並びに当該予算の執行の内容に係る部分であつて、公開しても個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの」、また同（四）「法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの」は公開しなければならないとされており、これに反している。該当の講演会は公共施設で開かれ、40人ほどが参加しており、既に公開されている事実であり、公開することで個人の権利利益を不当に害する恐れはない。
- (7) 本件処分により、審査請求人は県民の知る権利を侵害されている。県政の諸活動を説明するという県の責務を果たしていない。
- (8) 以上の点から、本件処分（このうち非公開部分）の取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 弁明書による説明

行政文書部分公開決定通知書には、非公開理由として条例第6条第1項を示しており、次の(1)から(5)の理由により同条第1項第1号に該当するものである。

- (1) 当該決定通知での非公開部分は、職名、氏名、住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレスなど個人に関する情報であり、その記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である。
- (2) 審査請求人は、請求の対象とした行政文書のうち「講演会式次第」の非公開部分に条例第6条第1項第1号ただし書（二）でいう「公務員等の職務の遂行に係る情報」が含まれていると主張するが、同ただし書（二）が規定する情報とは、当該公務員等の所掌する事務（法令等又は規則等の定め、事務分担、職務命令等により、処理すべきものとして割り当てられた事務及びその事務に関連して必要となる準備、後片付け、公用車の運転などの作業等をいう。）の遂行に関する情報である。

審査請求人が請求対象としている講演会は、民間の団体が開催したもので、秋田県は、当該講演会において「あきた県庁出前講座（以下「県庁出前講座」という。）」の講座メニューのうち「大人が支える！インターネットセーフティ」という講座（以下「本件講座」という。）を実施したものである。本件講座を担当する秋田県生涯学習センターでは、県庁出前講座の内規に従って同センター職員を講師として派遣しており、これは「公務員等の職務の遂行に係る情報」に当たることから、当該職員の職名、氏名、職務内容は既に公開しているところである。また、それ以外の非公開部分において、審査請求人が主張する「公務員等の職務の遂行に係る情報」及び「当該公務員等がその職名を名乗り、公職の立場で行っている活動」は、確認することができなかった。

なお、県庁出前講座は、県民の要請（講座申込み）に応じて県職員が講師として出向き、県事業等の情報を提供して理解促進を図るとともに、県民に学びの機会を積極的に提供するものであり、県庁出前講座の申込書

の記載（参加予定人数など）以外に講座参加者に関する情報は申込者に求めている。

- (3) 次に、審査請求人は、県が作成した当該講座の復命書の非公開部分に条例第6条第1項第1号ただし書（三）に該当する情報が含まれていると主張するが、本件講座は県予算の執行を伴わないことから、審査請求人が主張する条例第6条第1項第1号ただし書（三）でいう「実施機関の行う事務又は事業で予算の執行を伴うものに係る情報」に当たらない。
- (4) また、県庁出前講座は内規により行政裁量の範囲で実施している事業であり、審査請求人が主張する条例第6条第1項第1号ただし書（四）でいう「法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為」にも当たらない。
- (5) さらに、審査請求人は、該当の講演会は公共施設で開かれ、40人ほどが参加しており、既に公開されている事実であり、公開することで個人の権利利益を不当に害する恐れはないと主張する。条例第6条第1項第1号ただし書（一）でいう「公にする」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態に置くことを意味するもので、実施機関が積極的に公表、公示等をする場合だけでなく、県民からの照会があればこれに応じる取扱いをしている場合を含むものであるが、審査請求人が主張するように「該当の講演会は公共施設で開かれ、40人ほどが参加」していることをもって、既に公にされたとはいえず、非公開部分を開示することにより特定の個人を識別することができることとなることから、非開示とすることが適当であり、これにより県民の知る権利を侵害していない。

2 意見陳述による説明

- (1) 県庁出前講座は、県民の生涯学習の機会の充実を図るという目的で行われている。県庁出前講座に関しては、県民が簡易な手続で申込みできるように、手続の流れや提出書類は最小限度のものとしている。申込書1枚で申込み手続が完了することとしており、団体の概要あるいは行事の概要については、電話で確認できるものとし、申込書以外の書類の提出は求めている。
- (2) 講座終了後に作成する関係書類として、講師を務めた職員が作成する実施報告書、講座を利用した方が回答するアンケートがある。県庁出前講座の関係書類は、生涯学習課（秋田県生涯学習推進本部）での保存期間は2年間としており、アンケートの原本はすでに廃棄されている。しかし、改めて調査を行ったところ、当時の担当者がアンケートをPDFファイル

にして保存していたことがわかった。公開請求があった際、精査した保存してある書類の範囲で公開・非公開を検討したところだが、アンケートのデータが保存されていることがわかっていれば、公開・非公開の検討対象とすべきだったと考えられる。

- (3) 行政文書公開請求書には「講演依頼、協議会役員名簿、案内文など関係書類一切」と記載されていたが、講演依頼や案内文に相当する書類として「申込書」以外に該当する書類はなかった。その他は、当日現地で主催者側から配布された式次第及び講師を務めた職員が配布したパンフレット類、帰庁後講師を務めた職員が作成した実施報告書及び復命書であった。
- (4) 復命書の非公開情報については、近親者や関係者のみが知りうる情報などから個人の特定となる可能性を否定できないため、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものと判断し、非公開とした。
- (5) 秋田県生涯学習センターでは様々な講演や講座を行っており、復命書に会場で職員が見かけた方について記録し情報共有を図っているもので、復命書には、講師として派遣された職員が見覚えのあった人物を記載しているということである。正確にその人物であるかをその場で確認できるようなものがあつたわけではない。復命した職員はその人物であつたと認識したようだが、公開請求に対応するにあたって、それが確実であるか判断するような裏付けがないので、非公開とした。
- (6) 式次第に記載されている者についても、実施機関では、主催者である協議会をどういった人物で構成しているかわからないので、公職の立場であるか、団体の役職の立場であるか、判断できないので非公開とした。

第5 調査審議の経過

- | | | | | |
|---|----|----|--------|-------------|
| 1 | 令和 | 5年 | 2月21日 | 諮問の受付 |
| 2 | 同 | 年 | 4月21日 | 審議 |
| 3 | 同 | 年 | 6月20日 | 実施機関による意見陳述 |
| 4 | 同 | 年 | 8月4日 | 審議 |
| 5 | 同 | 年 | 10月3日 | 審議 |
| 6 | 同 | 年 | 11月15日 | 審議 |

第6 審査会の判断の理由

- 1 本件処分について

実施機関は、本件処分における非公開部分は、職名、氏名、住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレスなど個人に関する情報であり、その記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）で条例第6条第1項第1号に該当するものであると説明する。

当審査会では、当該非公開部分が条例第6条第1項第1号の非公開情報に該当することを理由として実施機関が行った本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を非公開情報としている。

本号の趣旨は、個人の尊重という観点から、いわゆるプライバシーに関する情報を、原則として、非公開として取り扱うこととしたものであるところ、「プライバシー」という概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確ではなく、主観的要素が強いことから、本号では上記のとおり「個人に関する情報」（個人識別情報）と規定し、原則として、個人に関する一切の情報を非公開とし、プライバシーの保護に万全を期することとしたものである。

当審査会では、本件対象文書それぞれについて、本号に該当することを理由として非公開とされている部分が特定の個人を識別することができるものに該当するかどうか検討する。

(1) 申込書の非公開部分について

ア 申込書の非公開部分に記載されている情報について当審査会が検討したところ、非公開部分には、代表者氏名、住所・所在地、申込者氏名、電話番号及びファックス番号に関する情報が記載されていることが確認できた。

イ これらの情報については、特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報と認められるから、条例第6条第1項第1号の非公開情報に該当する。

したがって、申込書の非公開部分に関する情報については、これを非公開とした実施機関の判断は妥当である。

ウ なお、法人等（条例第6条第1項第3号に定める「法人等」）をいう。

以下同じ。)の代表者の行為等が当該法人等の行為そのものと評価される場合(最判平成15年11月11日民集57巻10号1387頁)や、実施機関が当該団体の代表者等の役員の氏名などの情報を法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にしている場合(条例第6条第1項第1号ただし書き(一))には、当該情報は公開されるべきであるが、本件においては、これらの場合に該当するとの事情は見当たらないから、代表者氏名を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 復命書の非公開部分について

ア 復命書の非公開部分に記載されている情報について当審査会が検分したところ、非公開部分には、復命者が講演会会場で見かけた特別職公務員の職及び氏名に関する情報が記載されていることが確認できた。

イ 当該非公開部分に記載された職及び氏名に関する情報については、特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報と認められるから、条例第6条第1項第1号の非公開情報に該当する。

ウ したがって、復命書の非公開部分に記載されている情報については、これを非公開とした実施機関の判断は妥当である。

エ この点について、審査請求人は、公務員等がその職名を名乗り、公職の立場で行っている活動は、条例第6条第1項第1号ただし書き(二)「公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するから公開されるべきである旨主張している。

これについて実施機関は、本件講座は、民間の任意団体が開催した講演会に担当職員が出向いて講演を行ったものであり、また、県庁出前講座は、県民が簡易な手続で申込みできるようにしており、申込書の記載(参加予定人数など)以外に講座参加者に関する情報の提出を申込者に求めているという運用を行っていることから、本件処分の非公開部分に記載されている者がどのような立場で本件の講演会に参加したものかは判断できないとの説明をしている。

「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員等の所掌する事務の遂行に係る情報をいうと解するところ、本件の講演会の性格からすると、むしろ当該特別職公務員がその職務の遂行として参加したものではない可能性があり、また、県庁出前講座の事業の趣旨及び運用方法等からすると、実施機関において当該特別職公務員がその職務の遂行として参加したか否かを明らかにすることは困難であるとの実施

機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、特別職公務員の職及び氏名について同号ただし書き（二）の公務員等の職務の遂行に係る情報に該当するということとはできないとした実施機関の判断は、妥当なものと認められる。

以上のことから、この点についての審査請求人の主張は採用することができない。

（3）式次第の非公開部分について

ア 式次第の非公開部分に記載されている情報について当審査会が検討したところ、非公開部分には、当該団体及び関連団体の役員と考えられる者の役職及び氏名、特別職公務員の職及び氏名並びに当該団体の事務局のメールアドレスに関する情報が記載されていることが確認できた。

イ これらの情報のうち、当該団体及び関連団体の役員と考えられる者の氏名並びに特別職公務員の職及び氏名については、特定の個人を識別することができることとなる情報と認められるから、条例第6条第1項第1号の非公開情報に該当する。（なお、当該団体及び関連団体の役員と考えられる者の氏名については、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にしている場合（条例第6条第1項第1号ただし書き（一））に該当するとの事情は見当たらない。）

また、メールアドレスに関する情報については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報と認められるから、条例第6条第1項第1号の非公開情報に該当する。

ウ したがって、式次第の非公開部分のうち、当該団体及び関連団体の役員と考えられる者の氏名、特別職公務員の職及び氏名並びにメールアドレスに関する情報については、これを非公開とした実施機関の判断は妥当である。

エ 審査請求人は、前記（2）エのとおり、公務員等がその職名を名乗り、公職の立場で行っている活動は、条例第6条第1項第1号ただし書き（二）に該当するから公開されるべきである旨主張しているが、前記（2）エのとおり、特別職公務員の職及び氏名について、どのような立場で本件の講演会に参加したものは判断できないことから公務員等の職務の遂行に係る情報に該当するということとはできないとして非公開とした実施機関の判断は妥当なものであるから、この点についての審査請求人の主張は採用することができない。

オ 一方、当該団体及び関連団体の役員と考えられる者の役職に関する

情報は、当該団体及び関連団体の事業活動に関する情報であるから、法人等に関する情報に当たる。法人等に関する情報については、条例第6条第1項第3号に定める情報に該当するものが非公開情報となるところ、式次第の非公開部分に記載されている役職に関する情報は、同号に定める情報に該当するとは認められない。

カ したがって、式次第の非公開部分のうち、当該団体及び関連団体の役員と考えられる者の役職に関する情報（3箇所）については、これを公開することが相当である。

(4) 実施報告書の非公開部分について

ア 実施報告書の非公開部分に記載されている情報について当審査会が検分したところ、非公開部分には、代表者の役職及び氏名、住所、電話番号及びファックス番号に関する情報が記載されていることが確認できた。

イ これらの情報のうち、代表者の氏名、住所、電話番号及びファックス番号に関する情報については、特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報と認められるから、条例第6条第1項第1号の非公開情報に該当する。

したがって、申込書の非公開部分のうち、氏名、住所、電話番号及びファックス番号に関する情報については、これを非公開とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 一方、代表者の役職に関する情報は、前記(3)オのとおり、法人等に関する情報と認められ、また、条例第6条第1項第3号に定める非公開情報に該当するとは認められない。

したがって、実施報告書の非公開部分のうち、代表者の役職に関する情報については、これを公開することが相当である。

3 その他の審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、本件対象文書のうち「復命書」の非公開部分については、条例第6条第1項第1号ただし書き（三）「実施機関の行う事務又は事業で予算の執行を伴うものに係る情報のうち、個人の職（これに類するものを含む。）及び氏名並びに当該予算の執行の内容に係る部分であつて、公開しても個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの」、また、同号ただし書き（四）「法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得

した情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの」に該当し、公開しなければならないものであり、公開することで個人の権利利益を不当に害することはない旨を主張する。

(2) しかしながら、本件講座は、予算の執行を伴うものとは認められないから、同号ただし書き（三）「予算の執行を伴うものに係る情報」には当たらない。

(3) 同号ただし書き（四）の規定は、法令等の規定により行われる許可等の手続の中にはその性質上県民の生活に影響を及ぼすものがあることから、このような行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報について、県民の生命、身体等を保護し、公共の安全を確保する観点から、公益上公開すべき積極的理由が強いものを公開することとした趣旨であると解される。

県庁出前講座は、要綱（内規）に基づき、県民の生涯学習の機会の充実を図る目的で職員を講演会等の講師として派遣することを内容として実施している事業であるから、その参加者の職及び氏名等の個人に関する情報を公開することについて、県民の生命、身体等の保護、公共の安全の確保のために公益上公開すべき強い積極的理由があるものとは認められない。

したがって、同号ただし書き（四）「公開することが公益上必要と認められるもの」にも当たらない。

(4) 以上のことから、審査請求人の主張は採用することはできない。

4 結論

以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

なお、理由付記について以下のとおり付言する。

本件処分の決定通知書の「公開しない理由」欄には「秋田県情報公開条例第6条第1項に該当」と記載されているのみである。本件処分では非公開部分の内容が職名、氏名、住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレスなどであることは推知可能といえることから、理由付記の不備を理由として本件処分を取り消す必要があるとまでは認められないが、実施機関においては適切な理由付記を行うことが望まれる。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	赤 坂 薫	弁護士
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
会長代理	三 浦 清	弁護士